

広報

みぶ

2014

12

No.667

# 笑顔のゴール

主な内容

平成27年度から軽自動車税が改正になります.....4～5  
壬生町高齢者見守りネットワーク事業 .....12～13



平成26年度上半期



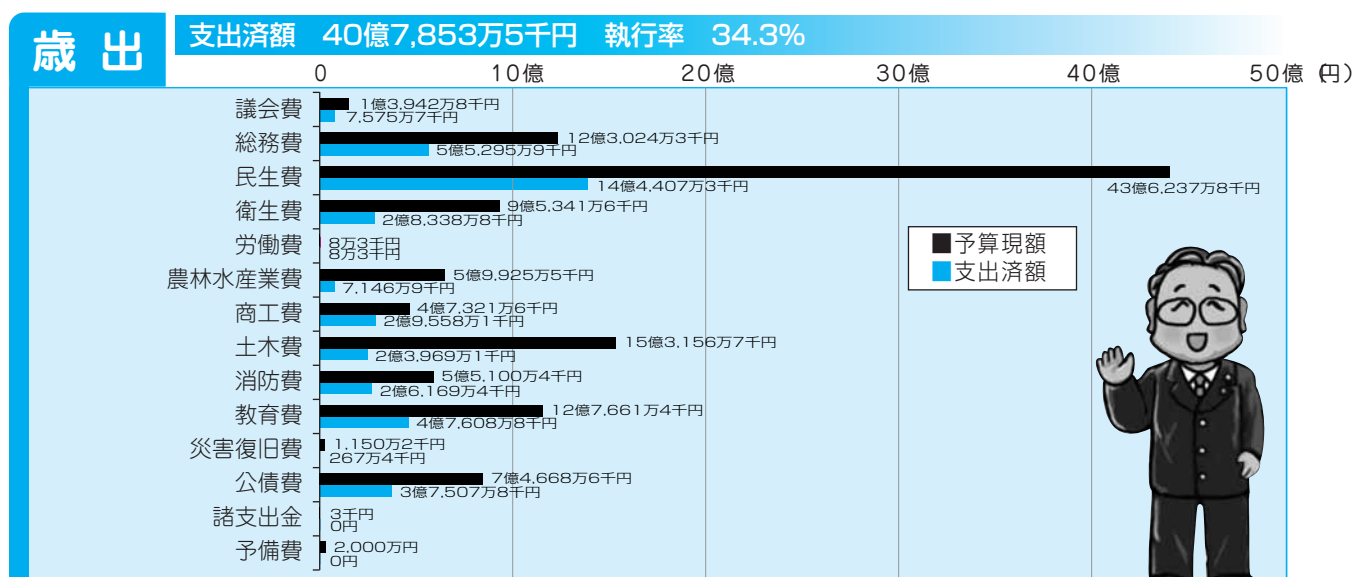
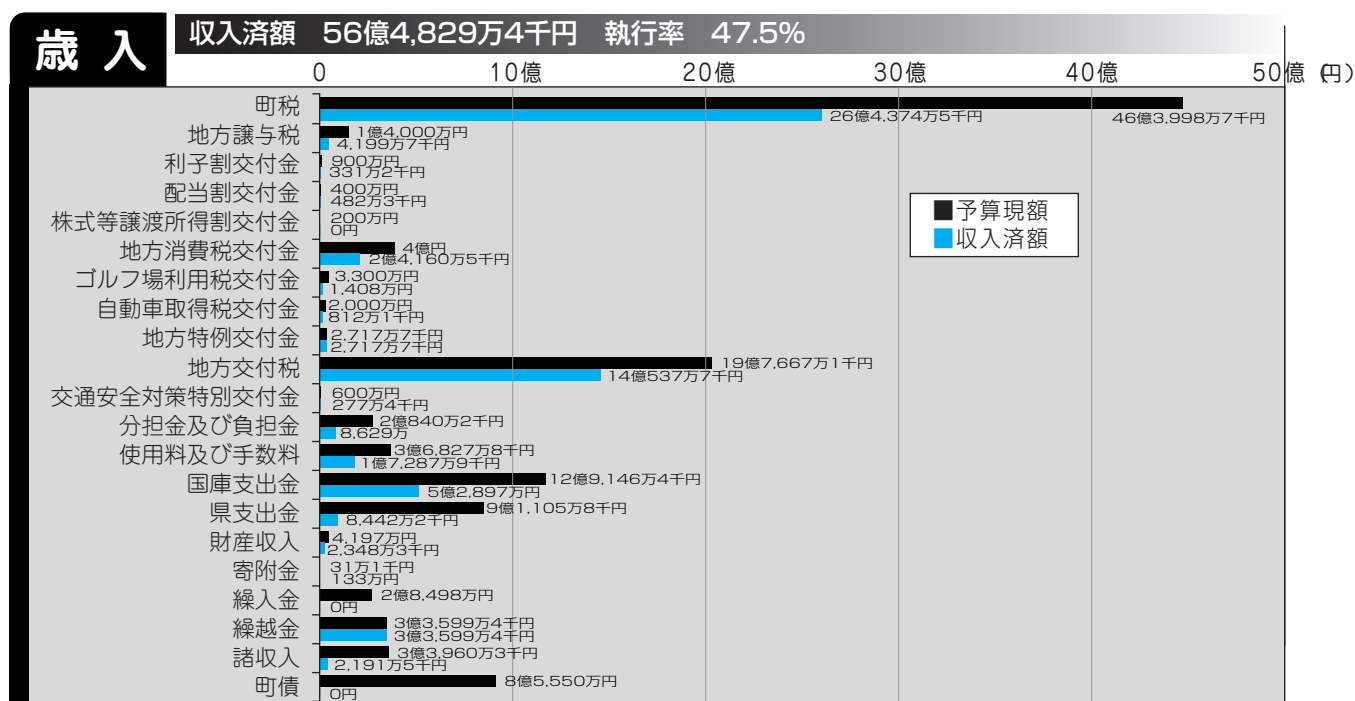
# 町の財政状況報告

**町**では、皆さんに町の財政状況を正しく理解していただくとともに、納められた税金や国・県支出金がどのように使われているかを知っていただくため、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、年2回(広報壬生6月・12月号)財政状況を公表しています。今回は、平成26年度上半期(平成26年4月1日から9月30日)の収入と支出の状況等についてお知らせします。

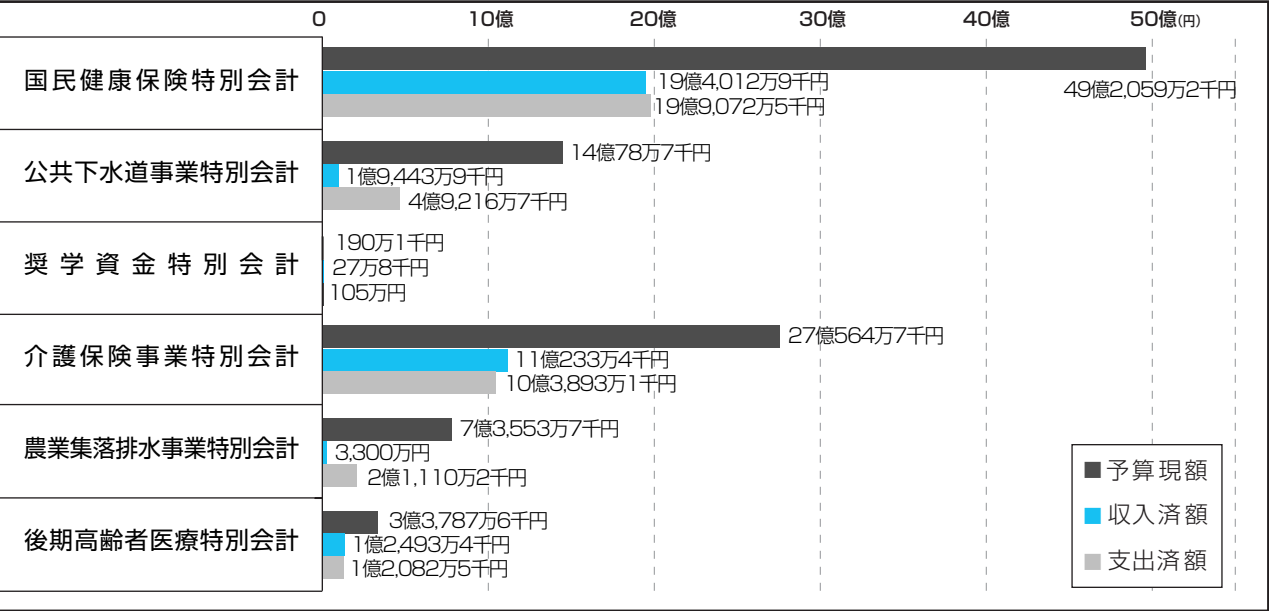
平成26年度一般会計当初予算額は116億円でしたが、その後2回の補正を行い、9月30日現在の予算額は118億9,539万5千円となりました。また特別会計についても、国民健康保険、公共下水道事業、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療、水道事業でそれぞれ1回の補正を行っています。



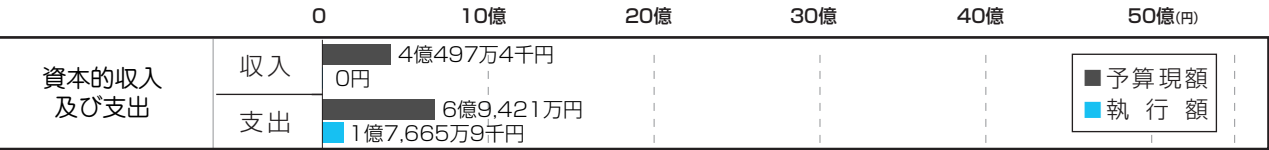
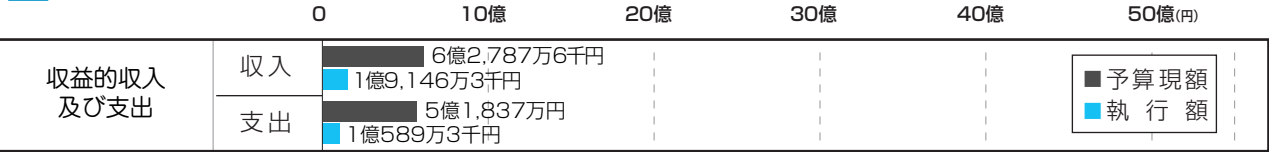
## 一般会計



特別会計

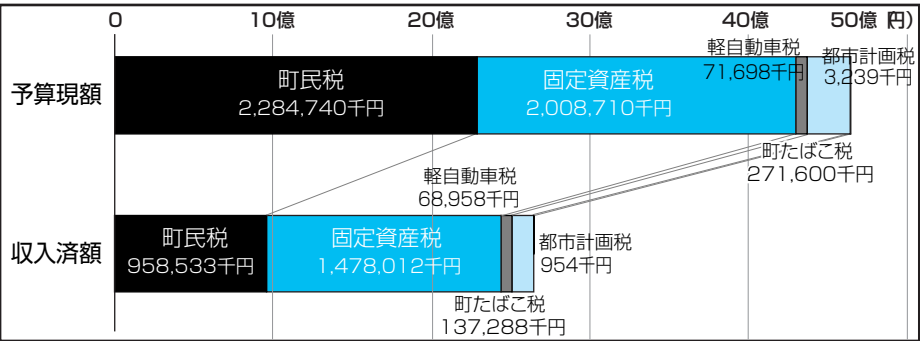


水道事業会計

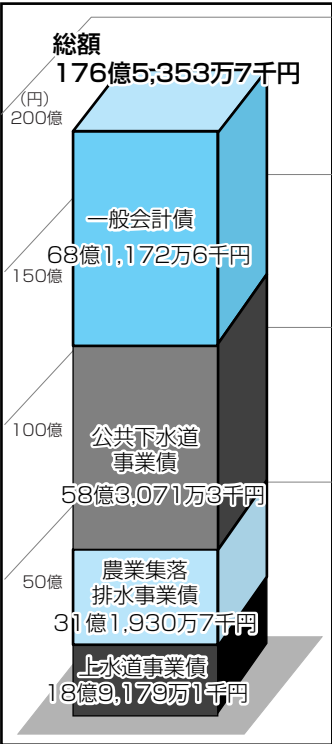


・資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

町税の内訳



地方債現在高



税の負担状況

平成26年9月末現在 人口 39,940人 世帯 15,209世帯

|                    | 町民税       | 固定資産税       | 軽自動車税    | 町たばこ税     | 都市計画税 |
|--------------------|-----------|-------------|----------|-----------|-------|
| 収入済額               | 958,533千円 | 1,478,012千円 | 68,958千円 | 137,288千円 | 954千円 |
| 一人当たり<br>66,193円   | 23,999円   | 37,006円     | 1,727円   | 3,437円    | 24円   |
| 一世帯当たり<br>173,828円 | 63,024円   | 97,180円     | 4,534円   | 9,027円    | 63円   |

※都市計画税は平成25年度より税率0%となっているため滞納繰越金のみ

## 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い

# 平成27年度から軽自動車税が改正になります

原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・  
農耕作業用自動車等の場合

| 車種区分                      |                | 現行税率   | 改正後の税率<br>(H27/4/1～) |
|---------------------------|----------------|--------|----------------------|
| 原動機付自転車                   | 排気量が50cc以下のもの  | 1,000円 | 2,000円               |
|                           | 排気量が90cc以下のもの  | 1,200円 | 2,000円               |
|                           | 排気量が125cc以下のもの | 1,600円 | 2,400円               |
|                           | ミニカー           | 2,500円 | 3,700円               |
| 2輪の軽自動車（排気量が250cc以下のもの）   |                | 2,400円 | 3,600円               |
| 2輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるもの） |                | 4,000円 | 6,000円               |
| ボート・トレーラー                 |                | 2,400円 | 3,600円               |
| 農耕作業用自動車（トラクター・コンバイン等）    |                | 1,600円 | 2,400円               |
| その他（フォークリフト等）             |                | 4,700円 | 5,900円               |

## 3輪以上の軽自動車の場合

| 車種区分 |     |    | 現行税率   | 新税率（※1）<br>(新規登録日が<br>H27/4/1～) | 重課税率（※2）<br>(H28/4/1～) |
|------|-----|----|--------|---------------------------------|------------------------|
| 3 輪  |     |    | 3,100円 | 3,900円                          | 4,600円                 |
| 4 輪  | 自家用 | 乗用 | 7,200円 | 10,800円                         | 12,900円                |
|      |     | 貨物 | 4,000円 | 5,000円                          | 6,000円                 |
|      | 営業用 | 乗用 | 5,500円 | 6,900円                          | 8,200円                 |
|      |     | 貨物 | 3,000円 | 3,800円                          | 4,500円                 |

※1 新税率は平成27年4月1日以降に新規登録された車両に対して課される税率になります。軽自動車税は4月1日に所有している軽自動車に対する課税となりますので、4月1日に新規登録された車両は平成27年度から、4月2日以降に新規登録された車両は平成28年度からの課税対象になります。

※2 重課税率はグリーン化をすすめる観点から、3輪以上の軽自動車に対して新規登録から13年を経過した年度の翌年度から課される税率です。  
新規登録年度については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。

※3 経過措置として平成27年3月31日までに新規登録された車両は新規登録後13年を経過するまでは現行税率のままです。

## 廃車手続きはお済みですか？



原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、4月1日現在で車両を所有（登録）している方に、年税額課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをされても年税額納付していただくことになります。

車両を破棄処分した』、業者に引き取ってもらった』だけでは登録されたままになっていることがあります。必ず廃車手続きをして下さい。手続きをされないと、車両がないのに納税通知書が送付され納税していただくことになります。

知人等に譲渡した場合も同様に名義変更が必要になります。

## 3輪以上の軽自動車の税率の例

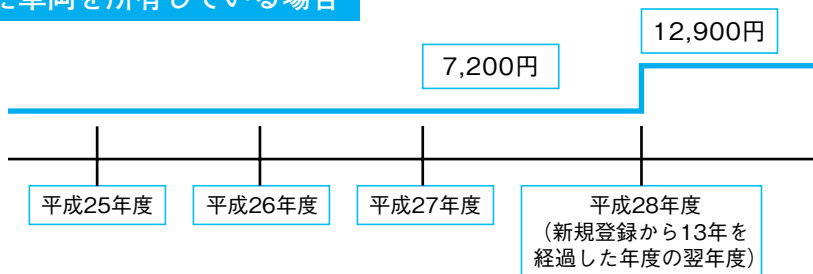
### 4輪の自家用乗用の場合

#### 例：平成14年12月に新規登録した車両を所有している場合

平成27年度までは現行税率で7,200円です。

平成28年度以降は重課税率で12,900円です。

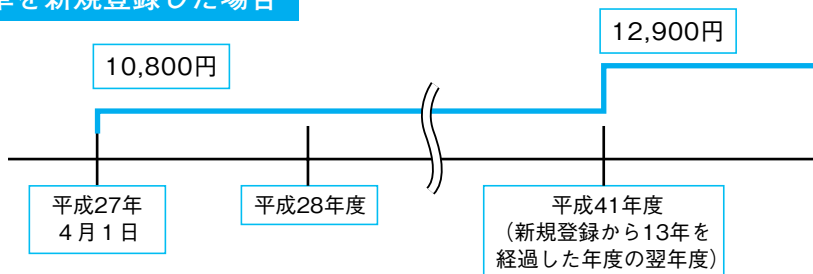
(平成14年12月以前に新規登録された車両についても、平成28年度以降は重課税率で12,900円です。)



#### 例：平成27年4月1日に軽自動車を新規登録した場合

平成27年度から新税率で10,800円です。  
(4月2日以降に登録した場合は28年度からの課税で10,800円です。)

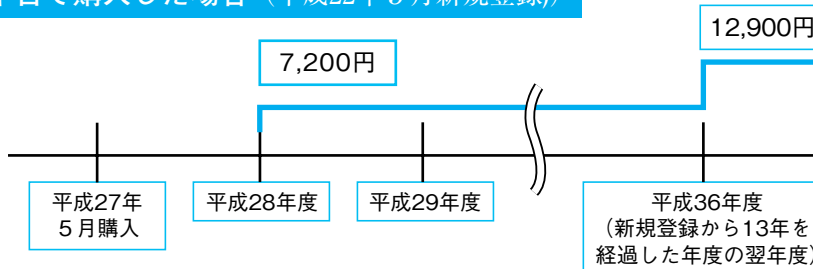
平成41年度以降は重課税率で12,900円です。



#### 例：平成27年5月に軽自動車の中古で購入した場合（平成22年5月新規登録）

平成28年度から平成35年度までは現行税率で7,200円です。

平成36年度以降は重課税率で12,900円です。



不明な点等ございましたら、下記にお問い合わせください。

問合せ先 町税務課諸税係 ☎81-1879・1819

## 男女共同参画推進講座 「家族を認め合い、支え合うために」を開催

去る11月15日に生涯学習館講堂を会場に、栃木県名誉農業士、初代栃木県女性農業士会長「御子貝荒江」氏を迎え、男女共同参画推進講座「家族を認め合い、支え合うために」を町教育委員会主催で開催しました。

講師の御子貝氏は、平成10年に栃木県女性農業士第1号の認定を受け、平成19年には、「緑白綬有功賞」を受賞されるなどご活躍をされております。

講演では、自らの農業体験や親の介護等の話を交えながら、家族みんなで経営や暮らしの現状を話し合うこと、そして、話し合ったことを「家族経営協定」として文書化することの重要性についてお話いただきました。

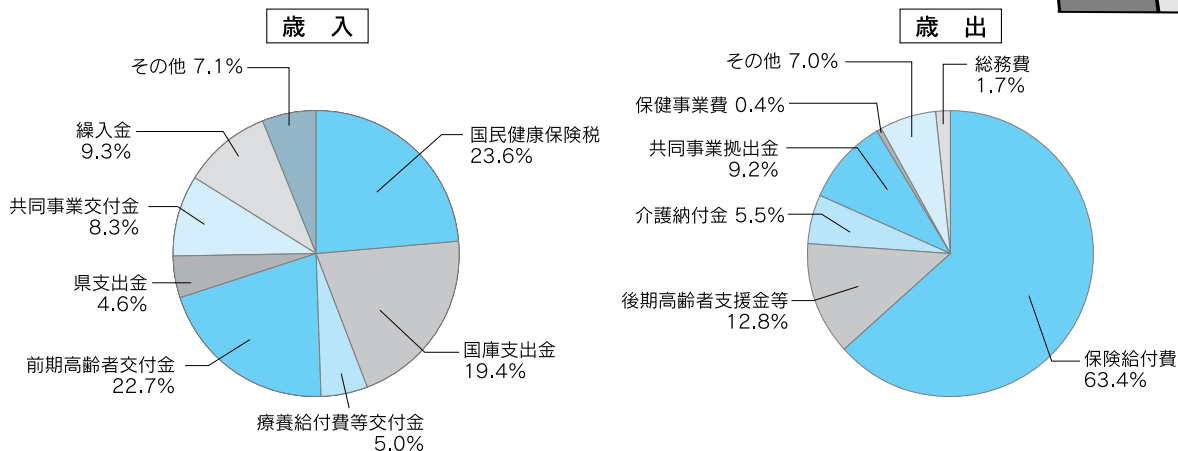




# 国保だより



## 平成25年度壬生町国民健康保険特別会計の財政状況



|    | 平成25年度決算額   | 対前年度比      |
|----|-------------|------------|
| 歳入 | 5,070,843千円 | 100.3%     |
| 歳出 | 4,889,828千円 | 103.7%     |
| 差引 | 181,015千円   | ※平成26年度に繰越 |

|      | 被保険者数   | 対前年度比 | 世帯数     | 対前年度比 |
|------|---------|-------|---------|-------|
| 加入状況 | 11,939人 | 98.0% | 6,436世帯 | 99.2% |

|        | 一人当たり    | 対前年度比  | 一世帯当たり   | 対前年度比  |
|--------|----------|--------|----------|--------|
| 保険税負担額 | 101,385円 | 100.5% | 188,072円 | 99.3%  |
| 保険給付額  | 334,057円 | 106.0% | 619,687円 | 104.7% |

※1人当たり、1世帯当たりの保険給付額は保険税負担額の3.29倍（平成24年度は3.13倍）となっています。

### 歳入・歳出の主な内容

#### 歳入

- 国民健康保険税…皆様が負担する保険料
- 国庫支出金…医療費等に対する国の負担分
- 療養給付費等交付金…退職被保険者等に対する交付金
- 前期高齢者交付金…65～74歳の方の医療費に対する交付金
- 県支出金…医療費等に対する県の負担分
- 共同事業交付金…高額な医療費等に対する交付金
- 繰入金…一般会計から国保会計への繰入金

#### 歳出

- 総務費…職員給与費・レセプト審査料等
- 保険給付費…皆様の総医療費のうち町が負担する費用等
- 後期高齢者支援金…後期高齢者医療費に対する支援金
- 介護納付金…40～64歳の被保険者の介護納付金
- 共同事業拠出金…高額医療費共同事業拠出金等
- 保健事業費…特定健診・人間ドック助成金等

## ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間などが過ぎた後に他のメーカーから製造販売される同じ有効成分・同じ効き目の医薬品です。開発コストが少ないため、先発医薬品よりも安価な場合が多く、保険医療費の抑制効果も期待されています。医療機関で出された処方せんをもとに薬局で受け取るお薬は、患者さん自身が医師や薬剤師と相談したうえで、先発医薬品かジェネリック医薬品かを選ぶことができます。ジェネリック医薬品を正しく理解して上手に活用しましょう。



## 平成27年 1 月より 国民健康保険自己負担限度額が変更になります

70歳未満の方の自己負担限度額が下記のとおり変更になります。70歳以上の方及び後期高齢者医療被保険者の方の自己負担限度額には変更はありません。

### 従来

| 区 分          | 所得要件                 | 自己負担限度額                           | 多数該当 (※4) |
|--------------|----------------------|-----------------------------------|-----------|
| 上位所得者 (※1)   | 旧ただし書所得 (※3) 600万円超  | 150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% | 83,400円   |
| 一 般          | 旧ただし書所得 (※3) 600万円以下 | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%  | 44,400円   |
| 低 所 得 者 (※2) | 住民税非課税               | 35,400円                           | 24,600円   |

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得が600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯。

所得は前年の所得です。(1～7月診療分は前々年の所得になります。)

※2 世帯主及びすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税世帯

※3 「旧ただし書所得」(国民健康保険税の算定の基礎となる所得)とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額のことです。

※4 同じ世帯で過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額

### 平成27年 1 月以降

| 区分 | 所得要件                       | 自己負担限度額                           | 多数該当 (※4) |
|----|----------------------------|-----------------------------------|-----------|
| ア  | 旧ただし書所得 (※3) 901万円超        | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% | 140,100円  |
| イ  | 旧ただし書所得 (※3) 600万円超901万円以下 | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% | 93,000円   |
| ウ  | 旧ただし書所得 (※3) 210万円超600万円以下 | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%  | 44,400円   |
| エ  | 旧ただし書所得 (※3) 210万円以下       | 57,600円                           | 44,400円   |
| オ  | 住民税非課税                     | 35,400円                           | 24,600円   |

### ～国保からのお知らせ～

## 柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときには次の点に注意しましょう。

### ◎原因を正しく伝える

柔道整復師による施術は、国民健康保険の対象となる場合と対象外の場合があります。負傷原因をきちんと伝え正しく施術を受けることが大切です。

### ◎病院との重複受診をしない

同一の負傷について、同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、柔道整復師の施術は国民健康保険の対象外となります。ただし、負傷の状態の確認のために定期的に医師の検査を受ける場合や、継続して施術が必要かについて確認するために対診して施術することは可能です。

### ◎「療養費支給申請書」の内容をよく確認する

整骨院などで施術を受ける場合、医療機関同様に窓口で保険証を提示し、一部負担金を支払うほかに「療養費支給申請書」に署名しなければなりません。この申請書には傷病名や施術内容、回数などが記載されているので中身を確認してから署名しましょう。



※施術内容についての確認をお願いすることがあります。

国民健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷の原因や施術内容等について照会をさせていただくケースがあります。これは請求内容等に誤りがないか確認をさせていただくためです。

医療保険の財政健全化のためにも、皆様のご協力をお願いいたします。



## ☆社会保険に加入された方へ☆

# 国民健康保険の 喪失手続きをしてください!!

## ～納付の必要のない国民健康保険税を納付していませんか?～

国民健康保険に加入していた方が、職場の社会保険に加入された場合、14日以内に町役場に国民健康保険の資格喪失の届出をしていただくことになっております。**(自動的に国民健康保険の資格は喪失しません)**届出をしていただくと、国民健康保険の資格のあった期間のみ国民健康保険税が計算され賦課されます。

喪失の届出をしていただかない限り、職場の社会保険と町の国民健康保険のどちらにも加入していることになり、納付する必要のない国民健康保険税が課税されることとなってしまいますので、手続きは忘れずに行ってください。



現在、職場の社会保険に加入し、職場から保険証が交付されているのに、町の国民健康保険証も交付されている方は、国民健康保険の喪失の手続きがされていませんので、下記のものを持参し、役場住民課窓口もしくは各出張所において、速やかに国民健康保険の喪失手続きをしてください。

### 手続きの際 ご持参いただくもの

①加入した社会保険証 ②国民健康保険証 ③印鑑

※その他届出にいらっしゃる方の運転免許証等本人確認のできる書類もお持ちください。

- ★社会保険に加入した場合や他市区町村へ転出した場合等、本来なら壬生町国民健康保険の資格がないにもかかわらず、医療機関等で壬生町国民健康保険証を使用することは絶対にしないでください。
- ★社会保険を喪失した場合にも、速やかに国民健康保険加入の手続きをしてください。社会保険喪失日から国民健康保険加入となり、国民健康保険税が賦課されます。

◎問合せ先 ●町民生部住民課国保年金係 ☎81-1836

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書等について

確定申告をされる場合、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書は、社会保険料控除の控除額を確認するための大切な資料となりますので、紛失しないようにしてください。

口座振替で納付されている方は、1月20日までに控除の証明となる口座振替済通知書を送付いたします。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行いたしますので、運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、町税務課収税係または南犬飼・稲葉各出張所までお越しください。また、年金から国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を天引き（特別徴収）されている方については、日本年金機構より送付される年金の源泉徴収票の社会保険料の欄に納付額が記載されています。源泉徴収票は、確定申告等で必要となりますので紛失しないようにしてください。

◎問合せ先 ●町総務部税務課収税係 ☎81-1816

# 町発展への功労・功績をたたえ 自治功労者を表彰

永年にわたり、町政運営の推進、教育・文化の振興等で多大な功績を残された方々を称え、「平成26年度壬生町自治功労者表彰式」が、11月5日（水）に役場正庁で行われました。

今年は、功労賞を3名の方、徳行賞を2名の方が受賞されました。



受賞者（敬称略）

## 功 労 賞

- 8年以上町議会議員の職にあった方…………… 榎 井 聡
- 20年以上条例又は規則で設置した非常勤の特別職にあって功績があったと認められる方…………… 小 曲 克利
- 前後職を異にし通算により対象となる方…………… 田 中 作藏

## 徳 行 賞

- 町へ100万円以上の金品を寄付された方…………… 小 島 武雄  
針 生 清司

## 下水道普及啓発ポスター

### 1 名が表彰

10月16日「第20回巴波川流域下水道フェスティバル」において、下水道普及啓発ポスター入賞者の表彰式が行われました。

栃木市・壬生町の小学4年生の多数の応募作品の中から、巴波川流域下水道促進協議会会長賞に壬生小学校4年 古郡優衣さんが選ばれ、表彰されました。



会長賞を受賞した作品



古郡優衣さん

# 便利で安全！身分証明書には 住民基本台帳カードが最適です

顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方（運転免許証をお持ちでない方や、高齢等により運転免許証を返納した方など）は、役場窓口での住民票や戸籍謄（抄）本の請求や、銀行等での口座開設や現金振込の際に本人確認ができないためにご不便が生じております。

このような場合『写真付きの住民基本台帳カード』は身分証明書として公的に認められており、お持ちになると大変便利です。

壬生町に住民登録のある方であれば、どなたでも役場住民課でお取りいただけますので、ぜひご利用ください。

平成28年1月から「個人番号カード」の発行が開始される見通しです。  
これに伴い、平成27年12月末日をもって住民基本台帳カードは交付停止となります。なお、交付停止後も有効期間中のものは、そのままお使いになることができます。  
また、「個人番号カード」を取得する際には、住民基本台帳カードを返納して頂く必要がありますので予めご了承ください。

## 住民基本台帳カードの交付申請については、下記のとおりです。

|          |                                                                                  |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 受付時間     | 月曜日～金曜日（祝休日、12月29日～1月3日を除く）の<br>午前9時～午後4時30分 ※手続きに30分ほど時間がかかります。                 |
| 受付場所     | 壬生町役場 民生部 住民課                                                                    |
| 交付手数料    | 500円 ※ただし、2013年1月1日以降に運転免許証を自主返納した方については、申請により交付手数料が免除になる制度があります。詳しくはお問い合わせください。 |
| カードの有効期限 | 発行日より10年間                                                                        |
| 申請に必要なもの | 印鑑、本人確認書類                                                                        |



※写真は受付窓口で無料にて撮影いたしますが、ご自身で写真をお持ちいただく場合は、パスポート用の写真（4.5cm×3.5cmで6か月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの）をご用意ください。

※本人確認書類として、「健康保険証」と、もう1点お名前等が確認できるもの（例：年金手帳、預金通帳、診察券、キャッシュカード等）をご提示いただきます。

申請後、ご自宅へ「照会書（回答書）」を郵送いたしますので、回答書と本人確認書類を持って再度ご来庁いただいてのカード引渡しとなります。

ただし、申請時に以下のいずれかを提示できる方に限り、その場でカードをお渡しできます。

有効期限切れのもの、住所や氏名が未変更の免許証など申請書の内容と異なるものは本人確認書類として使えません。

○運転免許証 ○身体障がい者手帳 ○パスポート ○療育手帳 ○精神障がい者保健福祉手帳 ○在留カード ○特別永住者証明書

※原則として代理人による申請はお受けできません。

※その他詳細につきましては下記までお問い合わせください。

問合せ先 町民生部住民課 ☎81-1824



## 2015農林業センサスを実施します

### ◆調査の目的

この調査は、我が国の農林業・農山村の基本構造を把握するとともに、農林業施策の立案・推進に必要な基礎資料を整備することを目的としています。

### ◆調査の期日

平成27年2月1日（日）現在で実施します。

### ◆調査の対象

農林業を営む経営主及び会社等の組織や法人などが対象です。調査をお願いする世帯や法人には、1月中旬から調査員がお伺いしますので、ご回答をお願いします。

### ◆調査事項

耕地面積、農業用機械の所有台数、農業従事者数、農産物の作付面積などを記入していただきます。

### ◆この調査は報告の義務があります

「統計法」では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これに違反したときには罰則が定められています。

# 2月1日（日）調査日

## 農林水産省・栃木県・壬生町

<http://www.maff.go.jp/tokei/census/afc/index.html>



問合せ先 壬生町役場商工観光課統計係 ☎81-1846



## 公的個人認証サービスに伴う 電子証明書を発行しております

公的個人認証サービスとは、本人であることを証明する電子証明書を住民基本台帳カード内に記録することにより、インターネットを使った電子申請や届出を行う際に、他人による「なりすまし」や通信途中での申請内容の「改ざん」などを防ぐためのサービスです。

…………… 申請については、下記のとおりです。……………

|          |                                                                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請できる方   | 壬生町に住民登録をしている方（15歳以上）                                                                                      |
| 申請に必要なもの | ○住民基本台帳カード<br>○本人確認書類（運転免許証・パスポート等官公署が発行した顔写真付き身分証明書）                                                      |
| 有効期限     | 発行日より3年間（内容変更があった場合を除く）                                                                                    |
| 手数料      | 500円                                                                                                       |
| 受付場所     | 壬生町役場 民生部 住民課                                                                                              |
| 受付時間     | 月曜日～金曜日（祝休日、12月29日～1月3日を除く）の<br>午前9時～午後4時30分<br>※手続きに30分ほど時間がかかります。                                        |
| その他      | 電子証明書を使用するには、インターネットの利用可能なパソコンとICカードリーダライタが必要になります。<br>代理人が申請する場合は、提出書類等申請方法が異なりますので、詳細につきましては、お問い合わせください。 |

※電子証明書を取得することにより、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用することができます。  
e-Taxについての詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

問合せ先 町民生部住民課 ☎81-1824

## 「地域力UPスマイルトーク(地区別町政懇談会)」を開催しました。

壬生町自治会連合会(会長:山本忠男<sup>やまもとただお</sup>)では、地域のリーダーとして活躍する自治会長を対象に「地域力UPスマイルトーク」を、南犬飼地区公民館(10月17日・金)と壬生中央公民館(11月4日・火)で開催しました。

当日は、小菅町長をはじめとする町執行部から、現在の各部局の状況等について報告があった後、山本会長を座長とし、参加した全自治会長から、自治会の現状について報告してもらい意見交換を実施しました。

町自治会連合会では、今回の懇談会で把握することができた各自治会の現状をもとに、自治会間の連携強化を図るとともに、町との協力支援体制をより強化し、魅力ある壬生町の実現に向け取り組んでいく予定です。



－高齢者が安心して暮らせる地域社会をめざして－

# 壬生町高齢者見守り ネットワーク事業

## 46自治会、166名のチーム員が活動中

壬生町では、平成24年度から「高齢者見守りネットワーク事業」を開始しました。この事業は、65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯のみなさんが、地域で孤立せず安心して暮らすことができるよう、自治会の中でチーム員の方が「さりげない見守り」を行うものです。

11月20日現在、見守りネットワーク事業実施自治会は町内81自治会中46自治会、チーム員総数は166名となりました。

## 壬生町社会福祉協議会にて 高齢者見守りネットワーク事業研修会を開催

壬生町高齢者見守りネットワーク事業では、見守りチーム（自治会長・民生委員・チーム員）のみなさんに高齢者の方への理解を深めてもらおうと、年に数回、社会福祉協議会主催で研修会を開催しています。

9月25日、保健福祉センターにおいて、講師にNPO法人ホールファミリーケア協会事務局長の山田豊吉やまだ とよきち氏をお招きし、傾聴講座「来てもらってよかったと思われる見守り活動のために～相手の話を受けとめて聴く～」が行われました。



“相手の話を否定しないで、受けとめて聴く”ということを意識して、どのように相手の話を聴くとよいのかを学び、今後の見守り活動に生かされる有意義な研修となりました。

## 健康ふくしまつりでPR活動 — 福和田自治会 —



10月26日、健康ふくしまつりにおいて、見守りネットワーク事業に登録している福和田自治会の地域見守りチームのみなさんが、野菜等の販売を行うとともに、事業PRのため、パンフレットと広報用ティッシュの配布を行いました。福和田自治会では、平成25年12月から2名のチーム員さんが地域の高齢者の見守り活動を行っています。

この日は天気にも恵まれ、多くの方に見守りネットワーク事業を知っていただくよい機会となりました。

なお、売上げによる利益はすべてチームの活動資金となります。

## 壬生町高齢者見守りネットワーク事業協定書調印式

11月4日、町長室において、「壬生町高齢者見守りネットワーク事業協定書調印式」が行われました。

壬生町では、高齢者見守りネットワーク事業の一環として、高齢者宅を訪問する機会の多い事業者と協定を結び、見守りネットワークの輪を広げようとする取り組みを行っています。

平成23年度には、新聞販売店4社・郵便局・水道検針業者、平成24年度には、エルピーガス組合と協定を結び、今年度は、さらにネットワークの輪を広げようと協力事業者を募集したところ、新たに4事業者にご協力いただけることになりました。

今回、協定を締結したのは、ワタミタクシヨク株式会社、とちぎコープ生活協同組合、下野農業協同組合、(有)クラフトセブンイレブン壬生国谷店です。

高齢者宅を訪問する機会が多い事業者の方々との連携は、見守りネットワーク事業の広域化の推進と、継続的な訪問を通して高齢者の方の日常の変化を迅速に捉えることができるなど、緊急時の早期発見につながる事が期待されます。



写真右より

- |                       |         |      |     |   |
|-----------------------|---------|------|-----|---|
| ・ワタミタクシヨク株式会社……………    | 代表者     | もんじ  | みのる | 様 |
| ・とちぎコープ生活協同組合……………    | 理事長     | こぐち  | ようこ | 様 |
| ・壬生町長……………            |         | こすげ  | かずや |   |
| ・下野農業協同組合……………        | 代表理事組合長 | かみなが | のぶお | 様 |
| ・(有)クラフトセブンイレブン壬生国谷店… |         | くぼい  | ふみお | 様 |

町では、随時、協定していただける事業者の皆様を募集しております。

問合せ先

町民生部健康福祉課高齢福祉係 ☎81-1830

## 税を考える週間（11月11日～17日）

# 納税の推進に関するポスター標語

町内の小・中学校から募集しました「納税に関するポスター標語」を、「税を考える週間」（11月11日から17日）に合わせて、役場住民課窓口前の町民ホールに展示しました。

これは、次代を担う児童・生徒が夏休み期間中に「納税に関するポスター標語」を作成することにより、家族みんなで税について考え、税についてより関心と理解を深めていただこうと、町内の小学6年生と中学2年生を対象に毎年実施しているものです。

今年は673点の応募があり、最優秀賞各1点、優秀賞各5点及び佳作各14点を表彰し、その中から最優秀賞及び優秀賞各6点（計12点）を展示しました。

### 小学生の部

#### 最優秀賞(1点)

「ありがとう納税で教育充実楽しい学校」

安塚小6年 藪内 葉純

#### 優秀賞(5点)

「税金でみんなの幸せ生み出そう」

壬生小6年 猿山 美羽

「税金は笑顔生み出す大事な役目」

壬生小6年 高橋 陸利

「納税で明るい未来が築かれる」

睦小6年 柏木 美咲

「安心してくらす未来のために納税を」

安塚小6年 門口 真人

「未来につながる税金を納めよう」

安塚小6年 日高 舞妃



【小学生の部】 最優秀賞 安塚小6年 藪内 葉純

### 中学生の部

#### 最優秀賞(1点)

「納税は住み良いまち壬生への第一歩」

壬生中2年 高山 夏希

#### 優秀賞(5点)

「税金で築く明るい未来」

壬生中2年 斉藤 来未

「税金は幸せ社会の第一歩」

壬生中2年 高橋 茉愛

「みんなの笑顔は納税から」

南犬飼中2年 大垣 里奈

「税金で未来を育む街づくり」

南犬飼中2年 大坪舞衣子

「納税で笑顔あふれる明るい未来」

南犬飼中2年 川田佳那子



【中学生の部】 最優秀賞 壬生中2年 高山 夏希

## 栃木県民スポーツ大会で好成績！

10月19・26日に県内各地で県民スポーツ大会が開催され、熱戦が繰り広げられました。

壬生町は13種目に156名が出場し、バレーボール（男子）が優勝の栄冠を手に入れました！

また、バドミントン・バスケットボール（男子）、弓道、クレール射撃が第3位に入賞しました！



## 「とちぎ元気グルメまつり THE FINAL in真岡」

県内各地にある自慢のご当地グルメなどを一堂に集めた「とちぎ元気グルメまつり THE FINAL in真岡」が11月8日・9日（土・日）に井頭公園で開催されました。

県内のご当地グルメが出店し、来場者の投票で元気グルメNo.1を決めたのははじめ、多くのステージイベントなど、約5万8千人の人出で盛り上がりしました。

町からは夢壬隊が『壬生名産全部のせ 究極あんかけかた焼きそば』で出場しました。壬生のご当地グルメとして給食メニューとしても親しまれているかんぴょうを使った「カミナリ汁」をベースにした餡をかた焼きそばにかけ、その上に地元産の和豚もち豚、トマト、壬生菜を添えた壬力満載の一品でした。

今回、町内外多くの皆さんに壬生町の良さを堪能していただきました。グルメまつりは今年で最後の開催ですが、今後も、町の美味しい産品がさらに普及し、また産品を使ったグルメが進化していくことが期待されます。



## 成績

|      |     |         |   |
|------|-----|---------|---|
| ○男子A | 優勝  | 上野・村島   | 組 |
|      | 準優勝 | 織田・宮内   | 組 |
|      | 第3位 | 大山・瀬賀   | 組 |
| ○男子B | 優勝  | 佐藤・伊部   | 組 |
|      | 準優勝 | 平石・柳澤   | 組 |
|      | 第3位 | 村上・藤原   | 組 |
| ○混合C | 優勝  | 賀長・鈴木   | 組 |
|      | 準優勝 | 坂田・植木   | 組 |
|      | 第3位 | 稲葉・阿久津  | 組 |
| ○女子B | 優勝  | 梅山・三國   | 組 |
|      | 準優勝 | 坂本・大橋   | 組 |
|      | 第3位 | 萩野谷・鹿ノ戸 | 組 |

31<sup>th</sup>

MIYU  
バドミントン大会

11月16日  
町総合運動場体育館  
参加者42名



優勝者のみなさん 後列 左より 村島・上野・賀長・鈴木  
前列 左より 佐藤・三國・梅山



## ねんりんピック栃木2014開催



10月4日から7日まで、栃木県で「ねんりんピック栃木2014」が開催されました。

4日は、宇都宮文化会館において、サッカー交流大会の開始式が宇都宮市と共催で行われ、全国から選手が一堂に会しました。

5日は、壬生町総合公園陸上競技場において、壬生町サッカー交流大会が行われました。

生憎の雨模様でしたが、壬生会場では、神戸市・福井県・群馬県・宮崎県・広島市・三重県・福島県・石川県の全8チームが2試合ずつ対戦する形式で、選手たちは華麗なプレーを披露し、会場を盛り上げました。

また、おもてなしコーナーでは、かみなり汁などがふるまわれ、選手から大変好評でした。



## 「人権の花」運動 花の贈呈式

10月29日、稲葉小学校において宇都宮地方務  
局栃木支局、栃木人権擁護委員協議会、町による「人  
権の花」運動の花の贈呈式が行われました。当日は、  
町人権擁護委員協議会（さいとうかずこ齊藤和子会長）から児童  
たちにパンジーとピオラの苗が手渡されました。

この運動は、児童が相互に協力しながら花を育  
てて、やさしさや相手に対する思いやりの  
心を育み、人権への理解を深めてもらおうと実施  
しているものです。



## 北方領土返還要求促進の署名運動を実施



壬生町自衛隊父兄会（せきもとかずお関本和夫会長）では、健康ふ  
くしまつり並びに町産業祭の会場において署名活動を  
実施しました。北方領土ははほまいぐんとう歯舞群島、しこたんとう色丹島、くなしりとう国後島  
及びえとろふとう択捉島の北方四島で、祖国復帰が未だに実現され  
ていないことから、署名を通じて国民一人ひとりの意  
思を北方領土返還実現に反映させようと、毎年父兄会  
の会員により活動しており、多くの方々から署名を頂  
きました。

## カーブミラー清掃作業

緑町二丁目自治会（いししましげる石島茂会長）では9月28  
日に自治会区域内にある26本のカーブミラー清  
掃を行いました。

また、壬生町交通安全協会おもちゃのまち支  
部（かさのみつゆき笠野光行支部長）では10月19日に、支部  
内にある138本のカーブミラー清掃を行いました。

水拭き、空拭きでカーブミラーはピカピカに  
なり、見通しが改善されました。

また、カーブミラーの点検も行い、これまで  
以上にきれいになったカーブミラーで交通安全  
を願っていました。



壬生町交通安全協会  
おもちゃのまち支部  
清掃風景



緑町二丁目自治会  
清掃風景

## 「全日本交通安全協会長表彰」、「栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会長表彰」



上段左から 中村さん、齋藤さん、矢内さん、大木さん  
下段左から 田中壬生町交通安全協会長、藤田さん、梁島さん、小菅町長

10月23日、宇都宮市文化会館において交通安全功  
労者・交通安全功労団体等の表彰式が行われました。

この交通安全功労表彰は、長年にわたり交通安全活  
動の推進に献身的な尽力をし、交通道德の普及高揚に  
功績のあった個人・団体に贈られるもので、壬生町で  
は次の方々が受賞されました。

### ◎全日本交通安全協会長表彰（敬称略）

○交通安全栄誉章「緑十字銅章」 やなしま けい こ 梁島ケイ子 ふじた ち え 藤田千江

### ◎栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会長表彰（敬称略）

○交通安全功労者 なかむら たつ お 中村辰夫 さいとう やす お 齋藤康雄 や な い さ ち こ 矢内幸子 おおき しょういち 大木祥市



# まちのわだい

## 子供も大人もみんなで楽しみながら「ウォークラリー」を実施！



至宝町南自治会（会長：鈴木武夫）では、町のいきいきふれあい応援事業を活用し、10月18日（日）に、子供から大人まで会員間の親睦を深めるため、毎年恒例の「ファミリーウォークラリー」を開催しました。

国谷駅からわんぱく公園まで歩いた後は、公園内で、新たに盛り込んだ「自主防災訓練」を行い、消防士指導の下、消火及び救命処置訓練などの緊急時の対応を学び、後半は、参加者全員によるゲームで交流を深めるなど、130名の参加者全員が楽しみながら貴重な一日を過ごしました。

## 「健康づくりのための ボディ デザイン教室」 ～インターバル ウォーキング～を開催！

11月9日の「健康づくりのためのボディ デザイン教室」では、～インターバル ウォーキング～ 健康ですがすがしい歩き方をテーマとして、開催しました。

「インターバル ウォーキング」とは、わかりやすく言えば、サッサカ歩きとゆっくり歩きを3分ずつ交互にリズムをつける歩き方ですが、この効果は大きく、脳の活性化にもつながるそうです。

参加者の皆さんは、講師の白寄道代 先生のご指導のもと、快活に歩きながら、しだいに姿勢もまっすぐになり、すがすがしい笑顔でこの教室の時間を過ごされました。

メタボリックシンドローム という言葉は定着してきましたが、「サルコペニア肥満」という筋肉の減少や筋力の低下という要因が、やがて、メタボになりやすくなるとも言われています。

ぜひ、積極的な身体活動（ウォーキング等）を継続して、健康寿命をのばしていきましょう（^o^）／



## 来年度から新たに12名の「食生活改善推進員」がデビュー



9月からスタートした「食生活改善推進員 養成講座」が11月12日に最終日を迎え、町長より修了証を授与されました。

来年度から新たに12名の食生活改善推進員さんが誕生することとなり、現役の食生活改善推進員さんと共に、壬生町の健康づくりの担い手として活躍が期待されます。（^o^）／

### 町民の歌 CD 絶賛発売中

ご家族で覚えて歌おう!!



1枚 500円

### 広報みぶ縮刷版 販売中

昭和53年～平成元年

広報みぶ縮刷版

500円

詳しくは

町総務部総合政策課情報広報係 ☎81-1814

## 《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

○壬生町水道施設維持管理業務

○壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

㊤セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 35年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階  
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

# 第5回みぶバンドフェスタ2014を開催

11月2日、壬生中央公民館大ホールにおいて、「第5回みぶバンドフェスタ2014」が壬生ライオンズクラブ主催、壬生町、町教育委員会共催で開催されました。

始めに青少年健全育成標語の表彰式が行われ、「咲かせよう 笑顔の花をこの町に」<sup>こぼやかず</sup>で最優秀賞を受賞した壬生中学校の小林一葉<sup>は</sup>さんを始め、受賞した方々に町長から、賞状と記念品の授与が行われました。

演奏会では、壬生高等学校吹奏楽部、南犬飼中学校吹奏楽部、壬生中学校吹奏楽部、みぶ吹奏楽団がそれぞれ日頃の練習の成果の演奏を行い、アンコールがやまないほど盛り上がりしました。



毎週土曜日朝9時から10時まで、歴史民俗資料館で、この『壬生論語古義抄』を使った素読の教室『壬生論語古義塾』を開催しています。自由参加ですので、ぜひご参加ください。参加費は無料ですが、初回のみ200円の資料代がかかります。

## 【みぶまるから一言】

論語には、この章句の他にも、「父母の年は知らざるべからず。一は即ち以て喜び、一は即ち以ておそ懼る。（父母の年齢は知っていないならばならないよ。一つはそれで父母の長生きを喜ぶため、もう一つはそれで父母の老いたことを気遣うため。）」と、孝行に関する章句があるよ。

「孝行」とは子が親を敬い、親に尽くす行いのこと。よく「孝行のしたい時分に親はなし」と言っね。せめて、親の年齢と健康状態にはよく気遣い、少しでも後悔のないようにしたいね。お父さん、お母さん、ありがとうございます。



孝とは何かという質問に、先生は「若い先短い父母については、病気をひたすら心配しなさい。」と言われた。

（為政第二）

【八】  
孟武伯<sup>もうぶはく</sup> 孝を問う。<sup>こう</sup>  
子の曰く、父母は唯其の疾を之れ憂えよ。<sup>し いわ ふほ ただそ やまい こ うれ</sup>

新しい論語素読テキスト『壬生論語古義抄』から、章句を紹介します。

## 今月の「壬生論語古義抄」(九)

こんにちは！壬生町教育委員会です！

第56回

教育・文化・スポーツの振興に取り組む

## 地元と共に まごころサービス 鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

鈴木自動車販売株式会社

壬生町安塚1170-6  
TEL: (86)0798  
FAX: (86)0903

新車・中古車販売 くるま市店

スズキ販売壬生

壬生町安塚793-18  
TEL: (86)3188  
FAX: (86)3172

オートサービス安塚給油所

スタンドスズキ

壬生町安塚874-3  
TEL: (86)0386  
FAX: (86)0368

サイクル&モーターショップ

鈴木輪業

壬生町安塚1935  
TEL: (86)0012  
FAX: (86)1356

フリーダイヤル 0120-12-0798



# みんなの広場

## わが家のアイドル

今回は2月生まれのアイドルを募集します。  
写真は掲載後にお返しいたします。

【締 切】1月20日

【必要事項】氏名(ふりがな)(複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号

【申込方法】必要事項を明記の上、役場総合政策課または稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターまで

【申 込 先】町総務部総合政策課 情報広報係  
〒321-0292 壬生町通町12-22  
Eメールアドレス  
info@town.mibu.tochigi.jp



う が じんあおい  
宇賀神葵唯ちゃん  
(H25.12.9生)  
(安塚中央)



ゆうせい      あやの      しながわはるか  
悠惺ちゃん   彩乃ちゃん   品川陽香ちゃん  
(H22.4.19生) (H23.12.3生) (H19.5.6生)  
(城南)

## 歴史民俗資料館だより

埋蔵文化財発掘調査シリーズ

### 『みぶ古墳群』発掘調査の始まり

### ―巨石で造られた石室をもつ「車塚古墳」―

現在、車塚古墳の南側には大きく開口した凝灰岩(大谷石)で造られた横穴式石室があります。石室は玄門と称される門を境に、奥に死者を埋葬するための玄室と、手前に副葬品などを置くための前室からなっています。玄室は側壁、奥壁、天井石とも巨大な凝灰岩の一枚石で造られています。その大きさは奥行き3m、幅2.5m、高さが2.5mを測り、車塚古墳に葬られた人物の生前の権力の大きさを物語っています。

しかし、石室の現在の姿は古墳が壊された後の姿であり、本来の石室の姿ではないことをご理解ください。本来の石室は、前室の前に川原石で造られた羨道と言われる長い廊下のような施設があったと考えられています。

本年度の発掘では車塚古墳の墳丘の造りかたを調査することが目的でしたが、来年度は造られた当時の石室の姿を確認するための調査を行います。

車塚古墳の石室は、江戸時代頃



車塚古墳

問合せ先

歴史民俗資料館

☎0282-82-8544

## お正月のコミュニティチャンネルは特別編成

放送期間: 2015年1月1日(木)~1月4日(日)

- 初日の出LIVE(生中継)
- 新春対談(小菅一弥壬生町長)/テレビ年賀状(小林俊雄壬生町商工会長)
- 新春突撃インタビュー「新年の抱負」をテーマにインタビュー
- 豪華お年玉プレゼントが当たる「ケーブルテレビからおめでとう2015」

※詳しくは、ケーブルテレビHP、またはチャンネルガイドの折込チラシをご覧ください



栃木ケーブルテレビ ケーブルテレビの地域情報をご覧になりたい方は下記までご連絡ください  
☎0120-25-1819 代表 ☎0120-25-1819 代表 ☎0120-25-1819 代表

地上デジタル 111ch リモコンボタンは 11

### ★壬生町成人式特集放送予定★

1月27日(火) 9:00~/1月28日(水) 9:30~  
1月29日(木) 20:00~/1月30日(金) 20:30~  
1月31日(土) 21:00~/2月1日(日) 21:30~

取材・放送の予定は予告なく変更場合があります。予めご了承ください。

みなさんの地域の身近な話題をお寄せください!![C9ニュース]月曜~金曜 夕方6時更新

## 第32回

# 壬生町総合産業まつり

11月1日(土)壬生町総合公園陸上競技場を会場に、「第32回壬生町産業まつり」が開催されました。

会場内は多くの産業展示と出店が立ち並び、ミニSLやファファ、パトカー・消防車・自衛隊車両の展示などを楽しむ姿も見られました。ステージでは、ワンワンショーやチアリーディング、バルーンショーなどが披露され、多くの観客でにぎわいました。

また、毎年恒例となった壬生町共通商品券の販売は、当日は小雨模様ながら、朝早くから長蛇の列ができる大変な人気でした。



## 全国障害者スポーツ大会

11月1日から3日まで長崎県長崎市で、第14回全国障害者スポーツ大会「長崎がんばらんば大会」が行われました。出場した宮本恵さん(壬生町就労支援施設むつみの森)がボウリング青年女子の部で第3位、<sup>みやもとめぐみ</sup> <sup>よしはれい</sup> 葭葉玲君(野沢特別支援学校高等部3年)がソフトボール投げ少年男子の部で第3位の好成績を収め、その報告に町長室を訪れました。

お二人の今後のさらなる活躍が期待されます。



### 表紙の写真

12月7日に第3回壬生町ゆうがおマラソンが行われました。爽やかな快晴のもと、今年もゲストランナーに高橋尚子さんを招き、参加者にエールを送っていただきました。写真はヘアの部に参加した、笑顔でゴールを迎える参加者とゲストランナーの様子です。



●●●●町民税  
●●●●国民健康保険税  
●●●●介護保険料  
●●●●後期高齢者医療保険料  
納期限 2月2日 (7期) (7期) (7期) (4期)

## 1月の納税等



絵画「季節を感じて」



藤井小5年  
倉井 大河

## 私の作品



藤井小1年  
尾竹 秀隆



絵画「つなひき」

【まちのうごき】●総人口 39,928人(15) 男19,779人(12) 女20,149(3) ●総世帯 15,221(16) ( )内は前月比 平成26年12月1日現在

広報みぶ 12月号

No.667  
平成26年12月23日発行

発行人／壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集／総務部総合政策課情報広報係  
電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 ホームページhttp://www.town.mibu.tochigi.jp

環境保護のため再生紙を使用しています。